



Title	両大戦間期に於けるアメリカ対日投資政策：ナショナル・シティ会社と東洋拓殖会社の外債交渉を中心として
Author(s)	松田, 武
Citation	大阪外国語大学学報. 1976, 37, p. 73-92
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80595
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

両大戦間期に於けるアメリカ対日投資政策

— ナショナル・シティ会社と東洋拓殖会社の外債交渉を中心として —

松 田 武

American Loan Policy of the Inter-War Period

— The Loan Negotiation of 1923 between the National City Company and the Oriental Development Company as a Case Study —

Takeshi MATSUDA

Much has been written about Japanese-American relations particularly at the time when both countries confronted such issues as textile problems and so-called 'Nixon-shock.' The basic framework of the relationship between the two Pacific nations was established during the Occupation period (1945-1951). When one examines who were instrumental in formulating post-war Japanese politico-economic policies during the Occupation, one sees that most of them were those who had already established close economic with the Japanese leaders of business and politics during the inter-war period.

To understand how and why the Occupation policies were made, it is imperative to study what the United States politico-economic policy was vis-à-vis the Far East, dating back to the 1920's. It is true that much has been written about the inter-war Japanese-American relations, but most of it has been written either dealing with the political aspects of the Washington Conference or with the problems of the cultural interactions or imagery. Little has been written about the business aspects of the Japanese-American relations of the 1920's and the 1930's. This paper is designed, therefore, to examine how the United States loan policy toward Japan was formulated by focusing on the loan negotiation of 1923 between the the National City Company and the Oriental Development Company.

It is hoped to clarify some aspects of the tension and cooperation between the United States and Japan on the one hand, and of the tension and cooperation between the State Department and the financial bankers, on the other.

—はじめに—

今日、繊維問題、「ニクソン・ショック」、天皇訪米など日米両国間に、何か事があるたびに日米関係の再検討を叫ぶ声が高くなる。最近日本が資本自由化の問題に直面した時は、特にそうであった。勿論、資本自由化をめぐる論議は、約十五年前の一九六〇年代にも、賛否両派に分かれて闘われてきた。しかし、『外国資本』を著した奥村宏氏の主張するごとく、結局両派とも「アメリカ資本の日本に対する関係を根本的に見誤り」⁽¹⁾「国民の立場から議論」⁽²⁾することなく「全く馬鹿らしい議論」⁽³⁾で争っていたのであった。

この様なアメリカの対日経済政策の根本的見誤りを防ぐための一つの重要な方法として、我々

は、日米経済関係を歴史的パースペクティブの見地に立って見直す必要がある。そこで筆者は、第一次大戦後、一九二〇年代から一九三〇年代にかけて、日米経済関係に光を当てて、アメリカの対日投資政策はいかなるものであったか、そして、アメリカのどの資本が、日本のどの財閥と結び合っていたのかを研究する必要がある、と考える、一九二〇年代の日米関係については、従来数多くの研究がなされているが、それらは主として、ワシントン体制を政治史的に扱ったものか、⁽⁴⁾又は、入江昭氏の研究に見られる様に日米両国間のイメージの問題⁽⁵⁾を扱ったものが主であった。そしてそれらの共通した観点は、概して言えば、日米両国を不可避的敵国と考え対立的にとらえている、というのが大きな特徴である。⁽⁶⁾しかし、ワシントン体制下の日米関係を具体的に経済面から扱ったものは、殆ど見当たらない。一般に、一九二〇年代は国際協調の時期とみるのが通説であるが、その一九二〇年代において、アメリカは、対ヨーロッパ、ラテン・アメリカ程ではないが、日本に向けて多大の直接・間接投資を行ってきた。例えば、二・三の社債例をとってみると、一九二三年と一九二八年のナショナル・シティ会社による東洋拓殖会社社債引受け、一九二四年の同ナショナル・シティ会社による日本興業銀行社債引受け、それに、一九三一年のナショナル・シティ会社、ファースト・ナショナル銀行、横浜正金銀行による台湾電力会社債引受け、などがあげられよう。しかしながら、アメリカの対日投資が一九二〇年代に始まったと考えるのは、決して正しくない。例えば、一九〇四～一九〇五年の日露戦争の時、その戦費の約四〇パーセントが、外債によって賄われたことは衆知の事実であるが、その時アメリカの有力投資会社であったクーン・ローブ会社(Kuhn, Loeb & Co.)のジェイコブ・H・シフ(Jacob H. Schiff)が、当時日本銀行副総裁兼、日本政府財政委員であった高橋是清と密接な連絡をとりながら、日本の戦債をアメリカで引き受けるのに重要な役割を演じたことは有名な話である。⁽⁸⁾

しかし、本稿で取り上げる一九二三年のナショナル・シティ会社と東洋拓殖会社との間の外債交渉のケースは、単にそれが一九二〇年代、初めて、アメリカの対日外債引受けが実現したというだけでなく、この外債交渉をめぐる過程において、アメリカの対極東投資政策の基本原則が設定された、という意味で重要なのである。そしてこの原則は、アメリカの極東、特に満蒙における門戸開放政策と、日本の満蒙経営をめぐる両国間の拮抗関係を生み出すものとして重要性を帯びるものである、と考えられる。そこで本稿の目的は、ナショナル・シティ会社と東洋拓殖会社との外債交渉をたどりながら、アメリカの対日投資の原則が如何に打ち立てられたかを究明することにある。

蛇足になるが、一九二〇年代のアメリカ対日投資を研究するにあたり、筆者の問題意識は次の点にある。即ち、(一)アメリカの対日占領期において、戦後日本の経済基本路線が敷かれた事。(二)それに、占領期のアメリカ対日政策立案者の顔ぶれの中に、一九二〇年代から一九三〇年代にかけて、日本に緊密な政治・経済関係を持っていた者が目立つ事。それら政策立案者は、対日政策遂行を通して、彼らの戦前での日米経済関係の復活をめざしただけでなく、戦後日本のアメリカ化を意図していたのではなかったか。その様な仮説に立脚して、アメリカの対日占領経済政策を

研究するのが、筆者の究極的課題であるが、その前に一九二〇年代に溯って具体的に日米関係を検討する事が、今一つ必要な課題と考える。そして、本稿は、その様な問題意識の枠組の中でのまず手始めとして、一九二〇年代のアメリカ対日投資政策の原則を打ち立てた一九二三年のナショナル・シティ会社と東洋拓殖会社の交渉を分析しようとするものである。

I、ヴェルサイユ・ワシントン体制下のアメリカ資本輸出政策

第一次世界大戦を通じて、アメリカは急激に債務国から債権国になり、戦後世界に向って大段的に資本を輸出するという、戦前とは百八十度転換した地位にのし上った。例えば、第一次大戦勃発の一九一四年のアメリカの国際投資バランスは、約三七億ドルの赤字であったのが、第一次大戦終結の一九一九年には逆に百二十五億六千万ドルの黒字に、そして一九二九年には、黒字が実に二百億ドルに達した。⁽¹⁾ 戦後のこの経済力を背景にして、アメリカは、膨大な額にのぼる海外投資を活発に行っていった。例えば、一九二四年～二五年頃には、アメリカ国内で公募された外債額は、何と十三億八千二百万ドルにのぼった。さらに印象的なのは、この十三億八千二百万ドルのうち一九二五年に公募された外債額は、九億七千四百万ドルで、その額の五千四百万ドルまでが手数料として、投資銀行のポケットに入ったのであった。これらの数字は、アメリカ資本輸出における投資銀行の活躍ぶりをよく物語るものである。

では、アメリカ政府は第一次大戦後の資本輸出政策をどの様に考えていたのであろうか。一九二〇年の大統領選挙で、「常態への復帰」のスローガン掲げた共和党候補のウォーレン・G・ハーディング(リターン・トゥー・ノーマルシー)(Warren G. Harding)が当選した。アメリカは当時、短期間ではあるが一九二〇年から一九二一年まで続く戦後経済恐慌を経験していた。後にハーディング政権で商務長官(一九二一～一九二八)を務めるハーバート・フーヴァー(Herbert C. Hoover)は、恐慌の真最中にあたる一九二〇年十二月に、アメリカ銀行協会を前にして、資本輸出に関する彼の見解を明らかにした。

「経済の悪循環は、海外に資本を輸出する事によって断ち切る事が出来る。なぜなら、アメリカの海外資本投下によって諸外国は、アメリカ製品に対する購買力とアメリカに対する負債返済能力をつける事が出来るからである。」⁽³⁾

以上の様にフーヴァーは、資本輸出がアメリカ国内の経済復興の鍵を握るものとして、銀行協会に海外貸付を奨励したのである。しかし、彼は無条件の下に資本輸出が行なわれれば良いとは決して考えていなかった。フーヴァーによれば、アメリカの資本輸出は、まず民間の手によって行なわれるべきで、連邦政府は、民間銀行に情報を提供する以外は、直接取引に介入すべきではない、と考えていた。と同時にフーヴァーは、資本輸出条件として、資本受入国は経済的に健全で、かつ生産的な目的にその貸付金を運用しなければならない、と考えていた。即ち、フーヴァー商務長官は、アメリカの資本が軍備ないし、投機的赤字財政に使用されるのを防止するために、連邦政府が情報を与える事によって、投資銀行並びに、大衆を教育しようと努めたのであった。

この様に投資に関して一見政治的配慮に欠ける様に見えるフーヴァーの態度は、実は一方では、アメリカの工業に必要な原料獲得に対しては門戸開放政策⁽⁴⁾、他方、アメリカ国内市場に対しては保護関税政策という、極めて彼のポリティカル・エコノミーの戦略に根ざしたものであった。

一九二一年春、戦後の海外貸付政策を協議するために、ハーディング大統領はフーヴァー商務長官の提案を受け入れて、ビューズ國務長官(Charles Evans Hughes)、メロン財務長官(Andrew W. Mellon)、フーヴァー商務長官の閣僚をはじめ、J. P. モルガン会社(J. P. Morgan & Co.)、クーン・ローブ会社など、ニュー・ヨーク、シカゴの有力な投資銀行の代表をホワイトハウスに招いた。⁽⁵⁾ J. P. モルガン会社の代表としてこの会議に出席したトマス・W・ラモント(Thomas W. Lamont)は、その会議での政府の見解を次の様に述べている。

「この件に関して法的権限は持ち合わせてはいないのだが、と断りながら連邦政府は、投資銀行が外国政府に貸付する際、銀行が交渉の段階で前もって政府に報告する事を望んでいる。そして又、連邦政府としては、銀行側が貸付に対する政府の見解に充分注意を払う様望んでいる。例えば、貸付受入国がその資金を使って、隣国に対して軍備拡張を行うであろうという情報を國務省がキャッチした場合、國務省はその様な貸付には異議をとる事になろう。」⁽⁶⁾

ラモントが示す様に、アメリカ政府は、法的には拘束力は持っていなかったものの、銀行家達の愛国心に訴える事によって、政府は事実上投資銀行を道義的に規制し、指導していく枠組を作ったのであった。実際ラモントが、一九三一年の上院財務委員会で証言している様に、「出席した銀行家全員が、その取り決めに同意した」⁽⁷⁾のであった。この会議で取り付けた政府と銀行側との資本輸出に関する取り決めは、後に一九二二年三月二二日付けの回状で公表されることとなった。即ち、アメリカ国内で公募される外債は全て、自主的に國務省に届ける事。そして、國務省は商務省、財務省の協力を得て、その貸付案に対して「異議あり」あるいは「異議なし」の判断を下す、という旨のものであった。こうして拘束力はゆるやかなものではあるが、連邦政府が投資銀行に対して、その指導力を發揮し得る枠組が出来たわけである。そして益々、政府と財界との接触が緊密になって行った。しかし、この事は政府と銀行側との間に、特定の貸付案をめぐる意見の対立が全く存在しなかった、という事を意味するものでは決してない。こゝに検討する一九二三年のナショナル・シティ銀行(National City Bank)と東洋拓殖会社との間に結ばれた約二千万ドルの貸付交渉は、政府ならびに財界側の投資に関する論理を如実に示してくれるものとして意義深い。このエピソードを検討する前に、第一次大戦後、アメリカの対日投資を促す背景となった四国借款成立過程で達した秘密了解事項を簡単に述べる必要がある。

II, アメリカの対日投資を促進した背景

一般に1920年代は、世界史的に国際協調の時代と呼ばれている。それを証明するものとして、極東では、四国借款・ワシントン体制がある。そしてこの時期の日米協調を証明するものに、投資を主とした日米経済関係がある。

第一表：日本の外資導入残高

(単位千円)

年	国債 (海外募集)	国債 (国内募集)	地方債 (海外募集)	社債 (海外募集)	外国による 直接投資	合計
1920	1,428,293	34,308	140,290	47,541	30,507	1,680,000
1921	1,362,370	18,483	136,970	33,358	25,416	1,576,597
1922	1,358,973	5,676	134,219	26,400	24,831	1,550,093
1923	1,320,614	7,017	130,215	132,941	21,993	1,612,780
1924	1,514,266	25,955	127,404	193,461	21,993	1,883,078
1925	1,500,215	8,713	124,627	331,558	21,993	1,987,106
1926	1,477,869	9,688	220,223	347,643	92,133	2,147,547
1927	1,460,232	14,768	257,640	315,500	97,992	2,146,133
1928	1,453,093	31,367	254,163	470,407	113,828	2,322,858
1929	1,446,895	31,779	245,667	465,623	113,828	2,303,792
1930	1,567,325	84,179	245,174	455,867	113,828	2,466,372

出所 大蔵省、「金融事項参考書」『現代日本の独占資本』第七巻七ページより引用。

第一表によれば、戦後恐慌の一九二一年と一九二二年を除けば、一九二〇年から一九三〇年の十年間は、日本への外国資本の導入が、順調に増加している事がわかる。第二表で示すように、特に電力会社への外資の進出は目覚しく、東京電燈株式会社などは、社債券の約半分までを外資に依存していた。

第二表：日本の五大電力会社 (1931)

(単位：百万円)

名前	資本金	社債	
		合計	外資(%)
東京電燈	430	394	189 (48)
大同電力	176	100	45 (45)
宇治川電力	93	82	23 (28)
東邦電力	130	118	51 (43)
日本電力	121	105	32 (30)

出所：大蔵省、「金融事項参考書」同『現代日本の独占資本』より引用

又、対日投資国は、第一次大戦前の英・米の順位は逆転し、第三表で明らかなように、対日投資に関して、アメリカが大きく英国を引き離すこととなった。

第三表：外債引受国 (1923—1931)

(単位：百万円)

	アメリカ	イギリス	合計
国債	443	366	809
地方債	81	59	140
社債	550	136	686
合計 (%)	1,074 (66)	561 (34)	1,635 (100)

出所：大蔵省、「金融事項参考書」同『現代日本の独占資本』より引用

では、アメリカの対日投資を促した国際情勢は、如何なるものであったろうか。そしてアメリカの財界は、日本の投資市場を如何に考えていたであろうか。ここで日米協調関係を生み出す契機となった新四国借款(一九二〇年)についてその経緯を簡単に述べてみよう。

一九〇九年のノックス國務長官 (Philander C. Knox)による南満洲鉄道の中立化構想の失敗後、タフト政権(William Howard Taft)は同年、英、独、仏の銀行団が中国と、鉄道敷設を目的とする借款について交渉しているのに関心を示した。タフト大統領自身、アメリカ銀行団もその交渉に参加すべし、と考えて財界に打診したが、財界の方は関心を示すどころか、あまり乗り気ではなかった。にも拘らず、國務省の強力な要請で一九一〇年に、J. P. モルガン会社、クーン・ローブ会社、ナショナル・シティ銀行、ファースト・ナショナル銀行から成るアメリカ銀行団が成立した。そして同年、アメリカが、英・独・仏の借款団に加わって四国借款団が成立した。そして翌年の一九一一年には、英・米・独・仏による六百万ポンドにのぼる湖広鉄道建設の借款がなされ、その利潤が広東、漢口間の鉄道建設に当てられることになっていた。アメリカ銀行団は、借款額全体の四分の一即ち、七百五十万ドルを受け持った。一九一二年には、ロシアと日本が四国借款団に加入し、六国借款団となった。一九一三年、ウイルソン政権(Woodrow Wilson)が成立し、ウイルソン大統領、並びに國務長官となったブライアン(William Jennings Bryan)は、アメリカの六国借款団に於ける参加は、「ドル外交」そのものであるとして、政府の銀行団に対する支持を取消した。そして結局アメリカ銀行団は、六国借款団から脱退する事となった。借款団の目的は、一国に独占的な勢力範囲を作らせる事なく、関係諸国が協力して中国を開発して行く事にあった。一九一四年に第一次大戦が勃発して、従ってドイツとロシアが借款団から手を引き、借款団の活動は、事実上停止する事となった。一方、日本はヨーロッパ諸国が戦争で忙殺されている機に乗じ、一九一七年の西原借款に見られる様に、中国での自国の立場を確かなものにして行った。中国での日本の勢力拡大という好ましくない情勢に気付いた⁽¹⁾ウイルソン大統領は、一九一八年従来の路線を百八十度転換し、アメリカ銀行団に対し、日本独自の中国への進出を抑制する目的で、新しい借款団を結成する様要請した。アメリカ銀行団内での協議の後、一九一九年春、トマス・ラモントはワシントン政府の要請を受け、ヴェルサイユ会議に出席し、そこで英・仏・日の三国に非公式に接触し、四ヶ国から成る新四国借款団案を打診した。英・仏両国は、すぐさ

まラモントの主旨に賛意を示した。しかし、日本は立場をにごした。一九一九年秋、満洲及びモンゴルの両地域を借款団の活動範囲外におく、ということ借款団綱領に明示せよ、と日本が要求したため交渉が難航した。そこで、英・仏両国並びに、アメリカ政府の要請と期待を受けて、ラモントは一九二〇年の始めに訪日した。そしてラモントは、満蒙に関して日本と秘密交渉を行ったのであった。では、ラモント自身に日本から取り付けた日米秘密了解事項を語らせよう。

「米・英・仏の銀行団は、満蒙に関して日本の経済的安全ないし、国家の安全を脅かす意図は全くない。日本人の手による既に開発された南満洲の培養線、或はこれからの鉄道敷設計画を明記し、それらが、パリで取付けた了解事項に従い、四国借款団の活動範囲外にある事を確認した。」⁽²⁾

以上の秘密了解によって、日本は借款団の活動が、満蒙に適用されない旨を借款団綱領に明示する必要がなくなり、日本はすんなりと、従来の要求を引っ込めた。日本の「同調」を得て帰国したラモントは、すぐさま四国借款団結成の準備に取り掛り、一九二〇年秋に、新四国借款団が成立した。ラモントは、一九二〇年四月二日、上海の米中商業会議所主催の晩餐会の演説の中で、新四国借款団の目的について次の様に語っている。

「(新四国借款団の)大きな目的の一つは中国に於ける領土獲得競争につながる新たな勢力範囲の設定を防止する事。これは、戦争防止という点から、中国の利益にかなうだけでなく、世界全体の利益にもかなうものである。もう一つの大きな目的は、金融・工業・商業のような全般的企業を借款団の活動の対象とするのではなく、むしろ中国全土に於ける、より健全な経済状況を作り出すのに役立つ様な例えば、輸送網それに、主要道路の開発、通貨改革など基本的な事業を対象とする事である。」⁽³⁾

ラモントのこの演説で明らかな様に、アメリカの動機は次の様に考えられる。極東では英米協調という大前提⁽⁴⁾の下に、日本を新四国借款団に引き込み、そうする事によって、中国での日本の単独行動を抑制する事であった。又、中国での借款団の活動対象を中国の工業化とせず、むしろ輸送網・主要道路に限定したのは、アメリカの鉄鋼製品の輸出拡大を目的としただけでなく、輸送網を利用して外国製品、特にアメリカ製品を中国市場に奥深く浸透させ、中国をコンシューマー・指向型の市場にしようとした意図がうかがえる。もう一つ、新四国借款団において見逃してはならない重要な事実は、アメリカ銀行団の構成メンバーが、旧借款団の時、ニュー・ヨークの四大投資銀行だけに限られていたのが、今度はアメリカ全土にまたがる三七の銀行に拡大された、という事実である。⁽⁵⁾これは、旧四国借款団の時とは異なり、戦後の経済力を背景にアメリカが、極東に於て積極的にイニシアティブを握っていくという意図の表われだけでなく、アメリカ銀行団の構成メンバーを全国に拡大した事は、全国民を極東経営に係らせ、それによって従来の資本不足を補いつつ、政府の銀行団に対する支持を背景に、極東経営を益々強力に展開していこうとする意志の表れでもあった。

満蒙に関して日本と了解に達して帰国したラモントは、日本の将来に対して二つの期待を抱い

ていた。そしてその期待を一九二〇年十月号の日本協会会報の中で次の様に明らかにしている。一つは、日本の工業化、それに武力に訴える事なく商業を主とした日本の外国への経済進出。二つには、製造業者、大商人、銀行家などの実業家からなる「リベラル派」が日本で勢力を拡大することであった。⁽⁶⁾そしてラモントは、日本のリベラル派の勢力拡大を援助する一つの方法として、アメリカの対日投資促進に中心的役割を演じるのであった。一九二一年六月二四日、日本協会主催の昼食会で、訪米中の日本国会議員団に向って、次の様な演説をした。

「日本にとって二つの勝利は、工業と平和的商業を意味する。日本人の持つ勤勉と創意でもってすれば、日本が偉大な工業国になれない、という理由は全くない。日本はアジア大陸から原料を取り入れ、そして工業製品を中国の何百万もの大衆に提供すべきではないか。アメリカは、日本のその様な発展を歓迎するし、その様な発展は日本にとって、平和と繁栄を意味するものである。」⁽⁷⁾

これによって、ラモント自身が銀行家であるという背景からしても、彼が日本の「リベラル派」に期待をかけていた事は明らかである。事実、ラモントは、三井財閥の岡塚磨や日本銀行総裁そして後に、大蔵大臣となった井上準之助と文通を通して緊密な関係を保ち、ラモントは手紙の中で彼らに忠告したり、少なからずの影響を与えたのであった。一九二〇年代アメリカの対日投資を促進したもう一つの背景に、日・英・米・仏間の極東現状維持の了解を取り付けたワシントン会議(一九二一～二二)がある。しかし、ワシントン会議に関して多くの人々の研究するところであり、本稿の中心点から少しそれるのでこゝでは述べない。

以上、新四国借款結成を通して成立した日米秘密了解についての経緯を述べた。新四国借款での了解、ワシントン会議での了解、並びにラモントの例で示される様に、アメリカの財界に、日本の工業化を促進して日本を投資市場の対象と見ていた強力な勢力がいたこと、これらの要因が相互に作用し合って、一九二〇年代日本は、アメリカにとって投資対象の絶好の市場の一つとなった。次に数ある事例の中で、ケース・スタディとして一九二三年のナショナル・シティ会社と東洋拓殖会社との貸付交渉の経過を具体的にたどる事によって、アメリカ政府の政策担当者と財界人の極東投資政策の論理を検討しよう。

Ⅲ、一九二三年の東洋拓殖会社債の交渉過程

一九二三年のナショナル・シティ会社と東洋拓殖会社との外債交渉は、次の点で重要である。即ち、この交渉は、国務省に投資政策に関する具体的な原則を打ち立てる機会を与えた。その外債交渉をたどる前に、簡単に東洋拓殖会社がどの様な性格の会社かを述べる必要がある。

東洋拓殖会社は、一九〇八年十二月日本政府の指示の下に、資本金一千万でスタートをした。最初本社をソウルに置き、朝鮮における農業開発をその主たる目的としていた。しかし、その後事業を拡張し、満洲、モンゴル、バイカル湖以東のシベリア、華北、華中、フィリピン、マレー

諸国、オランダ領東インド諸島、それに南洋諸島に及ぶ広大な地域において、開発・植民事業に乗り出した。設立後約十年経過した一九一七年十月、特に満洲における経営を強化するために、本社を東京に移した。そして支社を奉天、大連に設け、後にはハルビン、青島、天津にも支所を設置した。満蒙に於ける資本の需要は高く、従来の会社の資金では拡大する経営を賄う事が出来なくなって来た。そこで一九一八年に資本金を従来の二倍の二千万円に、そして一九一九年には、五千万円に増額した。東洋拓殖会社は一九〇八年の特別法によって、朝鮮及び海外における次の様な業務を認可されたのであった。それは、(一)農業、水利、土地開発のための必要な資金調達、(二)土地の獲得、管理並びに売買、(三)移民及び農民に必要な農機具の供給、等であったが、その中で特に会社の重要な役割は、開発資金の調達にあった。⁽²⁾ 会社の幹部は政府任命による社長と、三名以上の重役それに、二名以上の監査役から成っていた。この様に朝鮮のみならず、満蒙にも着実に事業を拡張していた東洋拓殖会社は、国内だけでなく海外にも資金源を捜していたのであった。事実、ここで検討する東洋拓殖会社が、ナショナル・シティ会社に外債の斡旋を依頼した一九二三年のケースは、同会社が外債を募集した最初のものでは決してない。実際、東洋拓殖会社は、一九一三年三月フランスから五千万フラン(千九百三十五万円)の外債を取り付けているし、一九一九年には実現には至らなかったが、アメリカのナショナル・シティ会社との外債交渉が、妥結寸前まで行っていたのであった。

一九二二年十二月十日、東洋拓殖会社は、二千万ドルにのぼる社債をアメリカ市場で募集したいとの意向をナショナル・シティ会社の東京支店に伝えた。そして同時に、その資金は、満蒙・南洋諸島、シンガポールに於ける東洋拓殖会社の開発事業にあてられる旨を付け加えた。それを受けたナショナル・シティ会社は、東洋拓殖会社の提案に関する国務省の意見を聴くために、早速ワシントン政府にその旨を伝えた。十二月十三日、国務省内で、その外債に関する是非をめぐって、国務省経済顧問の A. N. ヤング(Arthur N. Young)、国務省極東部のネヴィル(Neville)、ワシントンにあるリッグズ・ナショナル銀行(The Riggs National Bank)⁽³⁾のロバーツ(Roberts)、ナショナル・シティ銀行のL. E. オルウェル(L. E. Olwell)⁽⁴⁾の間で激しい議論が展開された。⁽⁴⁾ その討論での外債発行賛成論を要約すると次の四点に絞られる。

(一)アメリカ資本の輸出は、アメリカ製品の輸出を促進させる事になる。懸案の二千万ドルの外債は、単に満洲在住の日本商人を助けるだけでなく、満洲自体の発展を助け、その発展が対米貿易を促進させる。

(二)日本政府保証付きの外債は、比較的安全な投資で、アメリカ投資家にとっても有利である。

(三)政治的見地からも、対日投資は日米経済関係をより緊密にし、両国の共通領域を拓げることになる。

(四)懸案のこの外債が、将来におけるアメリカの対日投資の突破口となり得る。

これに対し外債反対論者は、次の三つから成る論を展開して反論した。それを要約すれば、

(一)外債は、中国への日本の経済進出を助長させ、この日本の進出が日米間に、将来政治問題を

引き起こさないと限らない。

(二)外債は、在満日本企業を強化させ、現在満蒙で操業しているアメリカの企業を不利な立場に追い込む事になる。

(三)アメリカは、その外債の使用用途に対する支配的発言権を持っていない。そのことは、外債が日本にプラスになるだけであって、対中国のアメリカの国益追求にはプラスにはならない。この様な激しい討論の後、その日は結局、物別れに終わった。その後も國務省内では、外債に関して検討がなされた。そして三日後の十二月十六日、ヒューズ國務長官は懸案の外債に対し、「賛同しかねる」という旨の公式見解をナショナル・シティ会社に伝えた。國務省の決定は、次の原則に基いていた。即ち、外債国(日本)の国民が、外債から上る利益を第三国(満蒙)の経済開発に使用する事は、そこで合法的に操業しているアメリカの企業を不利の立場に立たせる事になるし、その地域へのアメリカ資本の進出の機会を抑制する事になる⁽⁵⁾というのがその反対理由の骨子であった。國務省のこの原則こそ、中国に於ける門戸開放政策とからみ合った極東投資政策の骨組となるわけである。

國務省の反対の意向を受け取ったナショナル・シティ銀行の頭取、C. E. ミッチェル(C. E. Mitchell)は、國務省の反対理由を受け入れ難く、翌年一九二三年一月三日に國務省を訪ねたのであった。そこでミッチェルは、再考を促すために國務省に、銀行側の論理を四つにまとめて提示し、こゝに國務省と銀行側との激しいやりとりが始まった。こゝにミッチェルの議論を要約しよう。

(一)一九一九年三月、当時交渉が進展しつつあった東洋拓殖会社債、並びに南満洲鉄道会社債に対しては、國務省は認可しておきながら、今日(一九二三年)になって、態度を翻えす事は、東洋拓殖会社、南満洲鉄道会社に対するナショナル・シティ会社の立場を苦しくさせる事になる。

(二)ミッチェルは、東洋拓殖会社とのこの交渉が順調に進展しなければ、この取引は、英国の手に渡るであろうと懸念していた。その背景として、

(a)ミッチェルは、ロンドン駐在のナショナル・シティ会社の副社長から、一九二二年十二月十五日、「もし、ロンドンに話がもちかけられれば、ロンドンは強敵となるであろう。」という主旨の電報を受け取っていた。

(b)それに、東京駐在のナショナル・シティ会社の支配人から送られて来た電報は、東洋拓殖会社が資金を至急必要としている事(遅くとも二月までに)を示唆していた。

この様な事情で、ミッチェルにはかなりの焦りがあった、と思われる。

(三)銀行家の間では、こゝ二・三年の間に、かなりの額にのぼる対日投資がなされるという期待があった。そこで懸案の東洋拓殖会社債は、アメリカ対日投資の起爆剤の役を果たすであろう。とミッチェルは考えていた。

(四)朝鮮、満蒙の開発を米国が投資を通して日本を援助することは、人口はけ口論(The outlet-

for-population)からいっても政治的に望ましい。なぜなら、満蒙が開発されると、日本の過剰人口は、満蒙へ移住しそれによって、北太平洋並びに、南アメリカへの日本人移民の数を減らす事が出来るからである。

以上の様にミッチェルは、国務省の見解を批判し、最後に自己の見解を次の様にまとめた。

「我々は、国務省の反対理由を受け入れる事は出来ない！なぜなら米国は、貿易収支が黒字であり、かつ債権国であるがゆえ信用がある。米国は、投資家に安全な投資市場を提供してくれるこの種の貸付を歓迎して受け入れるべきである。東洋拓殖会社が、ドルを米国で使おうが、第三者にその資金を譲渡し、その第三者が米国で商品を購入しようが、あるいは負債返済にあてようが、それは我々にとって小さな問題である。」⁽⁶⁾

ミッチェルの主張に対して、国務省側は、第三国に於いてアメリカの企業と競合関係にある、外債国の企業を援助するためには、アメリカ資本は用いられるべきではない、と反論した。そして国務省は、この原則は一般論であって、特に日本を名指して考えられたものではない、と付け加えた。又、ミッチェルの言及した一九一九年のエピソードに対しては、当時からかなりの時間が経過しているし、一九一九年のケースと今回のケースは、性格上お互いに異なるとつき放した。ヒューズ国務長官によれば、彼自身国務長官として初めてこの問題を取り扱う関係上、一九一九年のケースと切り放してこの問題を処理したい、との意向を伝えた。一方、国務省経済顧問のヤングは、「過去のケースは、現在の国務省の行動自由を決して拘束するものではない、」⁽⁸⁾と突き放し、他方国務省極東部の S. ホーンベック (Stanley Hornbeck) は、「この外債の発行は、直接、間接にアジア大陸での日本の特殊経済利益を促進させる事となる。国務省は、もし外債が、アメリカの国益に有害であると考えた時は、当然の事ながら外債に対して認可を差し控える権限がある。」⁽⁹⁾とまで言いきった。同じくヤングは、「満蒙に於ける日本の立場を強化する事は、将来政治的および経済的なトラブルを招くことになる。」⁽¹⁰⁾と言ってホーンベックに同意した。国務省極東部のマクマレー (John V. A. MacMurray) は、この問題をわかりやすく次の様に提示した。即ち、外債に関して、日本の満洲浸透を促進することから生ずるマイナス面と、日本に便乗して満蒙に投資するゆえ、アメリカの投資家にとって安全な投資であるというプラス面、これら二つを天秤にかけることである。⁽¹¹⁾そして国務省は、これらの議論をまとめて、国務省は、その外債が満蒙で使用される限り、国務省の態度は変えない、という統一見解を銀行側に伝えた。

その間、ナショナル・シティ会社は、懸案の外債に対する国務省の難色理由を、既に東洋拓殖会社に伝えてしまっていた。そしてその事が後に問題を生む事になるのである。ナショナル・シティ会社から知らされた東洋拓殖会社は、すぐさま大蔵省に国務省の態度を伝えた。⁽¹²⁾これにより本来、私的な取引であるはずの性格のものが、日米両政府を介在する二国間の国際問題となったのである。

日本政府が国務省の態度を知ったという情報を駐日アメリカ大使館を通して聴取した国務省は、大いに驚ろき、ナショナル・シティ会社を呼びつけて、同会社のとった措置を批判した。⁽¹³⁾という

のは、外債交渉に国務省が係り合っているという印象を相手国側に持たせない様に、銀行側は従来の慣例に従って極力配慮すべきであったからである。そこで国務省の態度を知った東洋拓殖会社は、「原案では、その外債を朝鮮銀行と台湾銀行にあてるつもりであった」とナショナル・シティ⁽¹⁴⁾会社に説明した。その後で東洋拓殖会社は、大蔵省へ行き、その外債資金は「事実上、日本国内か又はその植民地で使用される。」⁽¹⁵⁾という旨の証書を大蔵省から取り付けた。この証書を持って東洋拓殖会社は、アメリカ大使館へ行き、ウォーレン大使(Warren)と新しい外債案について協議した。アメリカ大使は、「この外債案が、南満洲鉄道投資も含めて将来、アメリカの対日投資の突破口となることであろう。」と東洋拓殖会社に伝え、すぐさまその旨を国務省に打電した。一九二三年一月十二日、リッグズ銀行のエイルズ(Ailes)は、大蔵省の証書を添えたこの新しい東洋拓殖社債案を持って、ナショナル・シティ銀行のために国務省を訪れ、再びその案に対する見解を求めた。国務省は、その外債の用途目的が以前の「日本以外の第三国」から「日本国内並びにその植民地」に変更していることから、この新しい東洋拓殖会社債案を、全く異った別件として白紙に戻して取扱う事を決定した。⁽¹⁷⁾

それと同じ頃、一月十九日ウォーレン駐日アメリカ大使は、東洋拓殖会社社長と日本興業銀行頭取の二人と会談した。ウォーレン大使は、「東洋拓殖会社が日本国内とその植民地以外の地域で主な事業を行っている以上、極東の他の地域にある同会社の資産を守るために、全く外債をその地域で使わない、と確約する事は、当然難しい事である。」⁽¹⁸⁾と言って、東洋拓殖会社に同情を示した。翌五日後の一月二十四日、ウォーレン大使は川村竹治満鉄社長とも会見した。そこで川村社長は、「南満洲鉄道会社もアメリカで、七千万円にのぼる社債を募集したい」⁽¹⁹⁾との意向を大使に伝えたところ、大使は満鉄外債案に対しアメリカの銀行家も、きつと好意的態度を示すであろう、と川村社長に答えた。そしてその後で、ウォーレン大使は会談の模様をワシントンに打電したのであった。満鉄会社は同時に、同社債の要望をナショナル・シティ銀行にも伝えたのであった。ナショナル・シティ銀行頭取のミッチェルは、満鉄社債案には、余程実現性があると見たのか、次の様な発言をした。

「鉄道は、公共物であるが由に、たとえ日本の下で操業されていても、アメリカの貿易促進⁽²⁰⁾には助けとなる。だから国務省は、東洋拓殖会社債の時の様に、反対しないかも知れない。」しかし、国務省は南満洲鉄道社債案を当分の間凍結する態度に出たので、⁽²¹⁾ミッチェルの満鉄投資に関する樂觀論は、またしても国務省の固い原則の前に崩れ去ってしまった。

一方新たな東洋拓殖会社債案を受け取った国務省は、それをどの様に処理したであろうか。国務省の中には、ナショナル・シティ会社が交渉の途中で、国務省の態度を相手側に伝えた事により、国際問題を起こしかねない様な状態にした事に対して、依然として同会社に不満を持っていた。一月十二日、ナショナル・シティ会社が国務省に新提案を提出してから二週間余り経過したのにも拘らず、国務省は、情報不足を理由に決断を下すのを渋った。そこで一月二十九日、待ちくたびれたナショナル・シティ銀行のミッチェルは、「国務省を急がせるのは遺憾である」と断り

ながらも、半ば脅迫めいた口調で次の様に言った。「東京支社から入った電報によると、この月末までに、我々からはっきりとした返事を得られないなら、東洋拓殖会社は国内債を發行せざるを得ないだろう、ということである。(その様な事にならないために)即答が必要である。それに、日本側が我々の交渉遅延の理由を十分知っている以上、國務省の『異議あり』との決断は、デリケートな国際問題を起すのではないかと懸念せざるを得ない。もし『異議あり』の断であれば、日本側に納得のいくような理由を付け添えて欲しい。」⁽²²⁾ミッチェルは、國務省に対してこの様に彼の焦燥感のこもった発言をしたのであった。この様なミッチェルの発言にも拘らず國務省は、慎重の態度を取り続けた。國務省經濟顧問のヤングは、東洋拓殖会社が国内債を募集せざるを得ない財政上の緊急性に言及して、「恐らく東洋拓殖会社の財政上の緊急性は、同会社の満蒙開發事業と関連があるのであろう。国内債を募集する事により、一応前借金を国内で調達し、後からアメリカの資金でその前借金を決済するのであろう。」⁽²³⁾と言って東洋拓殖会社の資金調達の動機に極めて不信を示した。そしてヤングは、太平洋の船上で帰国中の駐日アメリカ大使ウォーレンが、ワシントンに着くまで、最終決断を延ばすのであった。そして翌月二月五日には、國務省のマクマレーは、自己の覚え書きの中で國務省の新外債案に対する態度をはっきりと述べた。

「ナショナル・シティ銀行の提出した日本政府保証付きの新外債案は、明らかに我々の最初の決定を崩す目的でなされた様に思えるが、その外債が、日本領土内で使用されるならば、⁽²⁴⁾反対理由はない、という立場に私は賛成である。」

一九二三年二月二十三日、國務省はついに統一見解を持つに至り、ナショナル・シティ会社に次の様な返事を出した。即ち、第一に、東洋拓殖会社債に対しては、外債が第三国で使用されないという条件の下であれば、異議はない。第二に、南滿洲鉄道社債に対しては、南滿洲鉄道の操業地が、第三国にあてはまるので、アメリカ企業の競争手を助ける、という理由で、その外債を認めるわけにはいかない。⁽²⁵⁾以上が國務省の東洋拓殖外債、南滿洲鉄道債に対する最終的決断であった。東洋拓殖会社債案はすぐさま、商務省、財務省に廻され、約一週間後の三月二日、両者から『異議なし』の判断を得た。日米のこの外債交渉の経緯を追って来た実業界の雑誌ジャパン・ウィークリー・クロニクル誌(The Japan Weekly Chronicle)は、一九二三年三月二十九日、アメリカの対日投資の核心をついた次の様な興味ある記事を掲載した。

「四国借款のアメリカ銀行団は、満蒙における日本の経済的フリー・ハンドを保証する、という紳士協定を日本政府と結んだと考える十分の理由がある。実際、日本の半官半民会社である東洋拓殖会社の満蒙開發に対して、米国の資金を調達する、という報告は新四国借款成立過程に取り付けた了解事項を確認させるものである、⁽²⁶⁾と思われる。」

流石に同誌は敏感で、米国の対日投資政策の中に、四国借款の時に取り付けた秘密事項と異なる部分を認めたのであった。即ち同誌によると、「もし米国政府が、資金が満蒙で使用されることに異議を唱えるならば、将来の見通しは異なったものとなろう。」⁽²⁷⁾と日米秘密了解事項の質の変化を看破したのであった。それはともかくとして、一九二二年十二月十日から國務省、ナショナル・

シテイ会社、東洋拓殖会社の三者の間で、外債交渉が始ってから紛糾の約四ヶ月後、曲形にも東洋拓殖外債はついに日の目を見る事ができた。恐らく東洋拓殖社債を買うことになるアメリカ市民の一般投資家達は、この様な複雑な交渉経過を想像すらすることなく、「日本政府無条件保証付、期限三十年、米貨千九百九十万ドル、利率六分の債券」を買って、将来の配当金を楽しみにしながら、日米協調関係を見守っていたことであろう。しかしこれで、東洋拓殖会社債のエピソードが終ったわけでは決してない。国務省は、東洋拓殖会社債発行後すぐさま、日本、中国、満洲に駐在するアメリカ大使、公使、領事に対して、果して実際に東洋拓殖外債が満蒙で使用されていないかどうか、を厳重に見守る様にと指令したのであった。一九二三年三月十五日、東洋拓殖外債が発行されたその日、ジャパン・クロニクル紙(The Japan Chronicle)は、『時事』紙の記事を引用しながら、次の様な記事を載せた。

「その(東洋拓殖外債)資金は、『満蒙に対する政府の財政救済政策を押し進めるために』満蒙に投下される事になっている。」

というのであった。一方、この記事に目を留めた国務省は、早速駐日アメリカ大使に電令を送り、(一)大使自ら東洋拓殖会社社長に会って、同記事に対し社長の注意を喚起すること。そして(二)、東洋拓殖外債に対し国務省が、「異議なし」と銀行に伝えたのは、その資金が日本国内、又はその植民地で使用される、という了解の下に行ったという背景を再三説明せよ、との指令を出した。この様な駐日アメリカ大使を通しての国務省の努力にも拘らず、一九二三年三月二十九日、同ジャパン・クロニクル紙は、又もや国務省を刺激する様な記事を掲載したのであった。や、長くなる嫌いはあるが同記事の一部を引用しよう。

「日本の新聞は、外債がアジア大陸の開発事業の目的のみに募集された、という事実を一向に隠しはしていない・・・実際、『時事』紙によれば、東洋植民会社は、⁽²⁸⁾一方ではアメリカの資金を国内で使用し、他方アメリカの外債を得る事が出来なければ恐らく日本国内で必要とされたであろう自己会社資金を満蒙に投資する意図である、ということだ・・・要するに、『外債は海外で使用されるべし』という日本政府の規則と、『外債は日本国内で使用されるべし』⁽²⁹⁾というアメリカの要望を同時に満足させ得るのは、上記の方法であろう。」

この様な記事が掲載される中で、アメリカ大使館からの東洋拓殖会社に対する圧力は、いかなるものであったかは想像に難くない。結局、東洋拓殖会社は一九二三年四月二十三日付けの同ジャパン・ウィークリー・クロニクル誌に次の様な記事を載せた。「外債から上る利益分は、契約通り会社の負債並びに、公債の決済に使用し、その残り分は、植民地内の事業にあてる、というのが我が会社の方針である。」⁽³⁰⁾しかしこの様な東洋拓殖会社自身による新聞紙上での確約にも拘らず、東洋拓殖外債が満蒙で使用されている、と伝える情報が日本・中国・満洲などに駐在する大使、公使、領事からどしどし国務省に送られて来たのであった。

数多くある例の中から、二・三引用してみよう。

ハルビン駐在のアメリカ領事 G. C. ハンソン(G. C. Hanson)は、一九二三年四月四日付のロ

シア日報(The Russian Daily News)紙を引用して、四月七日に國務省へ次の様に打電した。

「奉天並びに、ハルビンの日本総領事を通して、東洋拓殖会社をバックとした日系会社、北満洲電気企業会社(The North Manchurian Electric Enterprises Company)は、ハルビンに於ける電車路線敷設・発電所建設契約を獲得しようとする The Beckman and London Engineering Corporation と契約をめぐって激しく競争した。この仕事に関しては、結局アメリカ会社が契約を手にしたが、近い将来、同会社は日本の会社の厳しい競争に会うものと思われる。もしアメリカ財界が、東洋拓殖会社に賃金を調達しているという噂が事実ならば、アメリカの財界人は満洲で事業をしようとして欲しているアメリカの会社を不利におとし入れ、競争相手に金融的武器を提供している事になる。」⁽³¹⁾

事実この記事は、東洋拓殖会社債の交渉中に、國務省の要人が懸念していた事が、そのまま現実化したという観がある。次に東洋拓殖外債の用途に関して、もう一つ一九二三年六月十五日付の東京日々新聞を引用してみよう。

「・・・関東省総督伊集院男爵のたゆまぬ努力により、政府から八百万円、東洋拓殖会社から千二百万円、朝鮮銀行から三百万円、合計二千三百万円にのぼる貸付金を取り付ける事が出来た。」⁽³²⁾

これはまさしく、アメリカのナショナル・シティ会社の担当した東洋拓殖会社債の一部が、同会社の満蒙経営に使用されている事を裏付ける記事である。それでは、アメリカ資金による満蒙での東洋拓殖会社の活動を伝える情報を前にして、果して國務省は、どのような態度をとったであろうか。國務省経済顧問の A. N. ヤングは、八月四日極東部のマクマレーに覚え書きを送り、その中で事態の成り行きに関して苛立ちを隠そうとはしなかった。ヤングによれば、

「確かに東洋拓殖会社が、満洲で使っている金は、同会社がアメリカで募集した外債である。」⁽³³⁾

と。そう言うおきながらその後で、ヤングは、「入手した電報は、満洲で使用されている資金とアメリカの外債とを具体的に関係づけてはいない。」⁽³⁴⁾と理由付けをして、彼は外債の使用⁽³⁵⁾方法という問題に関しては、「我々は何も出来ない」と、匙を投げ出してしまうのであった。

一方間接的ではあったが、アメリカの資金を満蒙経営に調達出来た東洋拓殖会社の事情はどうであったろうか。確かに東洋拓殖会社は、アメリカから外債を受け取り、一時的にも資金難を乗り越えたかの観があった。しかし皮肉にも、東洋拓殖外債発行と同年の一九二三年秋、日本は史上最大の関東大震災に見舞われ、切角満蒙に投資された資金は、日本本土に引き上げざるを得ない事となり、結局再び満蒙経営は、資金難に悩まされる事となった。一九二四年五月三十一日並びに、六月一日付の『大陸日々』紙は、第十六回東洋拓殖会社株式総会での宮尾社長の演説を載せて、東洋拓殖会社の不景気を伝えている。同紙によると、宮尾社長はその演説の中で会社の不景気の原因を三つあげた。それを要約すると、(一)一九二三年の関東大震災、(二)一九二三年の満洲での不作、⁽³⁶⁾(三)一九二〇年の金融恐慌であった。

以上、日本経済史上、一九二〇年代は、日本経済は慢性的不況下にあった、というのが通説で

あるが、満蒙経営に重点をおく東洋拓殖会社、それに南満洲鉄道会社などは、一九二〇年代国内の資本不足に悩まされながら、その資金源を海外、特にアメリカに求めるのであった。このような資金不足が一方では、一九二七年のトマス・ラモントが仲介した J. P. モルガン会社と南満洲鉄道会社との間での外債交渉の形をとらせること³⁷⁾になるし、又他方では、新植民地主義的経済浸透にあきたらない軍部は、武力に訴えて満蒙問題に対する打開策を模索するのであった。

結論

以上、一九二三年のナショナル・シティ会社と東洋拓殖会社との間の外債交渉過程を詳しく辿ってきた。第一次大戦後、アメリカの投資政策は一九二一年の春、アメリカ政府と財界との間で非公式に達した了解が、投資政策の枠組となった。即ち、投資銀行は外債交渉の初期の段階で、国務省の見解を仰ぐ事。そしてその通知を受けた国務省は、外債案に対して「異議あり」又は、「異議なし」の判断を下すのであった。外債案に対して国務省が「異議あり」と判断する基準は、その外債が外債国で、軍備とか投機的赤字財政の目的に使用されるというケースに限られる、というのが当時のコンセンサスであった。ところが、一九二三年のナショナル・シティ会社と東洋拓殖会社との間の外債交渉を通して、新しい原則が出来上った。それは、アメリカの資金が、第三国で操業するアメリカの会社を圧迫する様な方法で使用される場合、アメリカ政府は債務国への貸付は、差し控えるというものであった。即ち「異議あり」という基準が以前よりもより具体的になったのである。この基準は、アメリカの極東政策、特に満蒙に於ける門戸開放政策とからまっ重要を持つ原則である。

一九二〇年代、四国借款・ワシントン体制の下に日米協調の具体的な形として、アメリカの対日投資が活発化してくるのであるが、既に、一九二三年のナショナル・シティ会社と東洋拓殖会社との交渉の例で見た様に、アメリカの資金は、「日本国内又はその植民地内で使用されるべし」との制約は付いていたものの、少なくとも間接的にアメリカの資本が日本の満蒙経営に使用されていた事を明らかにした。

最後に、アメリカが第一次大戦後、世界最大の債権国になった事は衆知の事実であるが、この事実もさることながら、ではなぜ日本は、一九二〇年代アメリカ資本導入に力を注いだのであろうか。その理由として第一に、日本は一九二一～二二年の金融恐慌を経験し、国内資金不足に悩んでいた事。第二に、日本の大陸進出を支えるのに必要と考えられた工業化を促進する為にも資金を必要とした、という事がすぐ考えられよう。しかしそれだけでは、日本がなぜ特にアメリカに向って外債を求めたかを説明する十分な理由になりえない。そこで我々は、この日本の外債政策を説明してくれる興味ある事実を見逃してはならない。それは、日本がアメリカで外債を募集する時、その利率は、他の国で外債を募集するその利率よりも大低高かった⁽¹⁾という事実である。

こゝで問題になるのは、なぜ日本はアメリカで外債を募集する時は、有利な利率でもって誘いアメリカ資本を導入し、かつアメリカ資本を使って満蒙経営に乗り出したか、ということである。それは、日米協同で満蒙を経営するという姿勢を世界に示すことによって、従来西欧帝国主義国そしてアメリカ自体から疑の目で見られて来た日本の満蒙に対する野心を中立化(neutralize)しようとする意図が、日本側にあった、と言えよう。そして興起しつつあった中国のナショナリズムに対しても、日米協同の方が日本単独による経営よりも、日本帝国主義に対する風当たりが少なく済むと考えられたからであろう。その意味で、一九二八年の山本構想は、上記の意図をもっていたものと考えられる。終りに、財界を代表したラモントは対極東投資をどの様に考えていたか、は既に述べたところである。一九二〇年代を通して中国は、軍閥轄掬という内乱状態であった。中国がその様な状態であるから、ラモントは中国に投資しなかつた。というのは、中国に投資してアメリカの資産を危うくさせるよりも、政治的に安定した日本に直接・間接投資する事によって、日本の工業化を促進させ、そして又日本政府の保証の下で満蒙経営に投資する形の方が、より多くの益がある、とラモントは考えたからであった。歴史的偶然として、一九二〇年代アメリカでは、フランク A. ヴァンダーリップ(Frank A. Vanderlip)、ポール W. ウォーバーグ(Paul W. Warburg)ラモントなど、日本では、高橋是清、井上準之助、団琢磨など日米協調を望む勢力が、両国に於て政策遂行上影響力が強かったという歴史的状況があった。この様な勢力を今、便宜上、日米協調派と呼べるとすれば、彼らは、ナショナリズムの波が押し寄せる一九三〇年代、彼らの価値観・世界観をゆさぶられる様な厳しい試練を経験するのであった。

(註)

はじめに

- (1) 奥村宏『外国資本』東洋経済新報社(一九六九)十ページ
- (2) 同、四ページ
- (3) 同、九ページ
- (4) 例えば、瀬川善信、「米国極東政策と日本——一九二一年ワシントン会議を中心として——」『法学新報』(一九六五)山本慎吾、「ワシントン会議に於ける中国問題」『歴史教育』(一九六一)
- (5) 例えば、入江昭『極東新秩序の模索』(一九六五)麻田貞雄「一九二〇年代におけるアメリカの日本像」『同志社アメリカ研究』(一九六五)
- (6) 例えば、黒羽茂『太平洋をめぐる日米抗争史』(一九六八)
- (7) 奥村宏『外国資本』三十三ページ
- (8) Cyrus Adler, Jacob H. Schiff: His Life and Letters, 2 Vols.(1928) New York, 二一三ページ～二二六ページ

I, ヴェルサイユ・ワシントン体制下のアメリカ資本輸出政策

- (1) Cleona Lewis, America's Stake in International Investments (Washington, The Brookings Institution, 1938) 四四七および四五〇ページ
- (2) Hoover's Foreword to Franklin W. Ryan, "The Balance of International Payments of the United States in 1925" (Trade Information Bulletin, no. 399, 1926) p.iv; "Fourteenth Annual Report of the Secretary of Commerce", p.50 Joseph Brandes, Herbert Hoover and Economic Diplomacy, (1962) 一五一ページより引用

- (3) Joseph Brandes, Herbert Hoover and Economic Diplomacy, 一五二ページより引用
- (4) これに関して、リベリアに於ける Firestone 会社に対するフーヴァーのゴム栽培開発援助。「スティーブソン法」に対するフーヴァーの反スティーブソン法キャンペーン。そして、ブラジルのコーヒー関税政策に対するフーヴァーの態度などによくあらわれている。Joseph Brandes, Herbert Hoover and Economic Diplomacy 清水知久「ステイヴンソン法とアメリカ」東大教養学部『社会科学紀要』(一九六二) 参照
- (5) Herbert Hoover, The Memoirs of Herbert Hoover, vol. 2 (1920-1933) 八五ページ
- (6) Letters from Thomas Lamont to Oswald Garrison Villard, June 25, 1925 『ラモント文書』 Box 115, File 5
- (7) U. S. Congress, Senate Committee on Finance, 1931-32 Vol. 375, p. 12.

II, アメリカの対日投資を促進した背景

- (1) 『ラモント文書』 Box 118, File 9
- (2) 同, Box 155, File 4
- (3) 同, Box 143, File 18
- (4) 同, Box 186, File 3
- (5) 『ラモント文書』 Box 143, File 19 その三七銀行を地域別にあげると、
- [I] ニュー・ヨーク市
- ① J. P. Morgan & Co. ② Kuhn, Loeb & Co. ③ National City Bank ④ Guaranty Trust Company
⑤ Chase National Bank ⑥ National Bank of Commerce ⑦ Bankers Trust Company ⑧ Central Union Trust Company ⑨ The Equitable Trust Company ⑩ Harris, Forbes & Co. ⑪ Brown Brothers ⑫ Halsey Stuart & Co.
- [II] ボストン
- ⑬ Lee, Higginson & Co. ⑭ Kedder, Peabody & Co. ⑮ The First National Bank ⑯ National Shawmut Bank
- [III] シカゴ
- ⑰ Continental & Commercial Trust and Savings Bank ⑱ First Trust and Savings Bank ⑲ Harris Trust and Savings Bank ⑳ Illinois Trust and Savings Bank ㉑ The Northern Trust Co.
- [IV] フィラデルフィア
- ㉒ Commercial Trust & Co., ㉓ Girard Trust Co.
- [V] ピッツバーグ
- ㉔ The Union Trust Company ㉕ The Mellon National Bank
- [VI] セント・ルイス
- ㉖ St. Louis Union Trust Co. ㉗ Mercantile Trust Company ㉘ Mississippi Valley Trust Co.
- [VII] サンフランシスコ
- ㉙ The Anglo & London Parris National Bank ㉚ The Bank of California, N.A. ㉛ Wells Fargo Nevada National Bank
- [VIII] ニュー・オリンズ
- ㉜ Whitney Central National Bank
- [IX] ポートランド, (オレゴン)
- ㉝ First National Bank ㉞ Ladd and Tilton Bank
- [X] ロスアンゼルス
- ㉟ Security Trust and Savings Bank ㊱ First National Bank
- [XI] シアトル, (ワシントン)
- ㊲ Seattle National Bank
- (6) 『ラモント文書』 Box 44, File 15
- (7) 同, Box 150, File 4

III, 一九二三年の東洋拓殖会社債の交渉過程

- (1) ナショナル・シティ会社は、投資を主目的とするナショナル・シティ銀行の子会社である。
- (2) 東洋拓殖会社の朝鮮での資金調達事業を種目別にすれば次の様になる。
- 農業 (3,175ローン) ￥ 9,688,336.55

公共事業(258ローン)	¥ 5,015,516.08
鉱業 (11ローン)	¥ 2,500,500.00
その他 (96ローン)	¥ 477,174.86
合計	¥17,661,527.49

出所：The Oriental Development Company, "The Annual Report on Reforms and Progress in Chosen, Business of the Year"(1918)

- (3) リッグズ・ナショナル銀行は、ナショナル・シティ会社の代理店である。
The Department of State, Foreign Relations of the United States (1923) Vol. II, p. 50³
- (4) Department of State, Office of Economic Adviser, Decemder 13, 1922 in Records of the Department of State relating Internaltional Affairs of Japan, 1910-29, The National Archives, Washington D. C.
- (5) 同, Department of State, Office of Economic Adviser December 16, 1922
- (6) 同, Department of State, Memorandum of Secretary's Conversation with Mitchell and Carey of the National City Co., January 3, 1923
- (7) 同, Department of State, MacMurray and Young, January 10, 1923
- (8) 同, Department of State, A. N. Young, January 5, 1923
- (9) 同, Department of State, Hornbeck, January 6, 1923
- (10) 同, Department of State, A. N. Young, January 5, 1923
- (11) 同, Department of State, MacMurry, January 5, 1923
- (12) 同, Department of State, Telegram sent by the National City Co. January 12, 1923
- (13) 同, Department of State, Hughes to the American Embassy in Tokyo, January 25, 1923
- (14) 同, Department of State, Telegram sent by the National City Co. January 12, 1923
- (15) 同, Department of State, January 12, 1923
- (16) 同上
- (17) 同, Department of State, Telegram sent to the American Embassy in Tokyo, January 4, 1923
- (18) 同, Department of State, Ambassador Warren, January 19, 1923
- (19) 同, Department of Sate, Telegram sent from Warren, Tokyo, January 24, 1923
- (20) 同, Department of State, January 12, 1923
- (21) 同, Department of State, From Hughes to the American Embassy, Tokyo, January 26, 1923
- (22) 同, Department of State, Telegram sent by Mitchell to Ailes, January 29, 1923
- (23) 同, Department of State, Young, February 3, 1923
- (24) 同, MacMurray Memorandum, Department of State, February 5, 1923
- (25) 同, Department of State, Young, February 14, 1923
- (26) 同, Department of State, The Japan Weekly Chronicle, March 29, 1923
- (27) 同上
- (28) 英文で The Oriental Colonization Company とあり、恐らく東洋拓殖会社を指すものと考えられる。
- (29) Department of State, The Japan Chronicle, March 29. 1923
- (30) 同, Department of State, The American Embassy, Tokyo, April 3, 1923
- (31) 同, Department of State, The American Consulate, Harbin, April 7, 1923
- (32) 同, Department of State, The Tokyo Nichi Nichi, January 15, 1923
- (33) 同, Department of Sate, Memorandum from Young to MacMurray, August 4, 1923
- (34) 同上
- (35) 同上
- (36) 同, Department of State, The Tairiku Nichi Nichi, Mukden May 31, June 1, 1924
- (37) この論文では紙幅の都合上、一九二七年のJ・P・モルガン会社と南満洲鉄道会社との間の貸付交渉経過をたどる事が出来なかった。それは、追って後の機会に譲りたいと思う。尚、同社債は、実現には至らなかった事を付け加えておく。

結論

(1) 社債を例にとって表にすると、

アメリカ				イギリス			
年月	会社	利率	引受者	年月	会社	利率	引受者
1923.3	東洋拓殖	6%	National City Co. & The First National Bank				
1924.8	大同電力	7%	Dillon Read & Co.				
1925.3	宇治川電気	7%	Lee Higginson & Co. National City Bank				
1925.3	東邦電力	7%	Guaranty Trust Co.				
1925.7	大同電力	6.5%	Dillon Read & Co.	1925.7	東邦電力	5%	Lazard Brothers & Co., Ltd.
1927.12	信越電力	6.5%	Dillon Read & Co.				
1928.1	日本電力	6.5%	Harris Forbes & Co.				
1928.6	東京電燈	6%	Guaranty Trust Co.	1928.6	東京電燈	6%	The White Hall Trust Ltd.
1928.11	東洋拓殖	5.5%	National City Co. The First National Bank				
1931.7	台湾電力	5.5%	J. P. Morgan & Co. etc. Kuhn, Loeb & Co.				

出所： Statistical Yearbook of Finance and Economy of Japan, 1948 Ministry of Finance, The Bank of Japan. より作成

最後に、この論文作成に当って、主に『Lamont Papers』（ハーバード大学、ベーカー図書館蔵）とナショナル・アーカイブズのマイクロ・フィルム、Records of the Department of State, relating to Internal Affairs of Japan, 1910—1929を利用したことを記しておく。